

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 7 号

平成 2 9 年（2017 年）3 月 2 3 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

## 記

平成 2 8 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

（総務部関係）

[指摘事項 支出関係について]

ア 災害派遣に伴う宿泊料の支出に一部誤りがある。また、支給額の算定において疑義があるものが存在する。関係法令に基づき適切に処理するとともに、災害派遣にかかる旅費等の取扱いについて別に定められたい。

【人事課】

イ 扶養親族認定申請に伴う事務処理に一部誤りがある。関係法令に基づき適切な処理をされたい。

【人事課】

[改善措置]

ア 災害派遣に伴う宿泊料の算定については、関係法令を遵守し、適切に処理しますとともに、災害派遣にかかる旅費等の取扱いについては、別に定めます。また、宿泊料の支出に一部誤りがあるものについては、

返納します。

イ 扶養親族認定申請に伴う事務処理については、関係法令を遵守し、  
今後は適切に処理します。

[指摘事項 契約関係について]

ア 契約締結事務の処理等が一部不適切である。関係法令等に基づき適  
切な事務処理に改められたい。

【税務課】

[改善措置]

ア 契約締結事務の処理について

- ① 今後、私人への市税収納委託契約を締結する場合は、告示等を行  
います。また、市税の告示等の方法を規定するよう財務規則の改正  
を検討します。
- ② 今後、私人への市税収納委託契約を締結する場合は、あらかじめ  
合議により会計管理者の意見を聴きます。
- ③ 収納事務を委託した私人への身分証明書の交付については、実情  
を勘案して財務規則の改正を検討します。

[指摘事項 その他について]

ア 行政不服審査法に基づく不服申立ての教示について、一部徹底され  
ていない部署が存在する。不服申立てについて総括する貴課において調  
整し、周知されたい。

【総務課】

イ 貴室の分掌事務とされている「債権管理の適正化に関すること。」に  
基づき、早急に債権管理条例を制定されたい。

【債権特別対策室】

[改善措置]

ア 平成29年1月16日付け山総第B1304-11号(別紙参照)に  
て、各所属長に対し通知をし、教示制度についての周知を図りました。

イ 全庁的な債権管理適正化調整会議を2月に設置し、今後の債権管理条例の制定をふまえながら、債権管理の適正化に向けた取組を開始した。

なお、債権管理に関する条例の制定については、各自治体の首長の自主的な判断に任されていることから、当該条例の早急な制定を直接市長に求める旨の指摘は、適切ではないことを付言する。